

茨城県地域防災計画改定（H30. 3. 28）の概要

（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編）

I 改定の背景

- 1 防災基本計画の改定（平成 29 年 4 月）
 - (1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた改定
 - (2) 平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策のあり方(報告)を踏まえた改定
- 2 県の最新の取組等を踏まえた改定

II 主な改定項目

（内容は別紙のとおり。）

- 1 県及び市町村の防災体制の強化
 - ① 地域や災害の特性を考慮した応援職員を選定
 - ② 市町村の行政機能の確保状況の迅速な把握
 - ③ 最新の I C T（情報通信関連技術）の導入
 - ④ 県災害対策本部長の職務代理者の明確化
 - ⑤ 県災害対策本部設置庁舎の代替施設の見直し
- 2 被災者の生活復興支援
 - ① 住家被害認定調査等に関する体制の強化
 - ② 罹災証明書交付等を支援するシステムの活用検討
 - ③ 物資輸送拠点の開設による物資輸送体制の確保
 - ④ 災害医療コーディネート体制の確保
 - ⑤ 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進
- 3 適切な避難行動の確保
 - ① 市町村の避難勧告等の発令への各種支援
 - ② 避難勧告等の対象者の明確化，わかりやすい避難行動の伝達
 - ③ 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定とその確認
 - ④ 災害時の優先業務の絞り込み，全庁をあげた体制の構築
- 4 その他
 - 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画の取扱い

III パブリックコメントの実施結果

平成 30 年 2 月 5 日（月）から 3 月 6 日（火）まで 30 日間意見募集。意見なし。

地震災害・津波災害・風水害等対策計画編

改定の主な内容

A	：防災基本計画の改定を踏まえた改定
B	：県の最新の取組等を踏まえた改定
C	：その他

1 県及び市町村の防災体制の強化

① 地域や災害の特性を考慮した応援職員の選定

- 県及び市町村は、災害対応のため職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮して派遣職員を選定するよう努める。 A B

② 市町村の行政機能の確保状況の迅速な把握

- 県は、大規模災害により被災した市町村について、トップマネジメント機能、マンパワーの充足、庁舎施設の環境が確保されているかを迅速に把握する。 B

③ 最新のICT（情報通信関連技術）の導入

- 県及び市町村は、被害情報や応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。 A

④ 県災害対策本部長の職務代理者の明確化

- 本部長（知事）、副本部長（副知事）が共に欠けた場合の職務代理者を記載。 B

⑤ 県災害対策本部設置庁舎の代替施設の見直し

- 複合災害への対応や国民保護計画との整合を考慮し、県庁災害対策室・本部室が使用できなくなった場合の代替庁舎を県の合同庁舎、つくば国際会議場等に変更。 B

2 被災者の生活復興支援

① 住家被害認定調査等に関する体制の強化

- 県は、住家被害認定の調査・判定方法にばらつきが生じないように、市町村への応援体制を強化するとともに、被災市町村間の調整を図る。 A B
- 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、応援の受入体制の構築等も計画的に進めるよう努める。 A B

② 罹災証明書交付等を支援するシステムの活用検討

- 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用を検討する。 A

③ 物資輸送拠点の開設による物資輸送体制の確保

- 災害時、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設して、避難所までの輸送体制を確保する。 A B

④ 災害医療コーディネート体制の確保

- ・ 県は、被災地において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制を確保するため、茨城県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを設置する。 B

⑤ 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

- ・ 県、市町村及び防災関係機関は、地震保険・共済等をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。 A B

3 適切な避難行動の確保

① 市町村の避難勧告等の発令への各種支援

- ・ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村の避難勧告等の発令基準の策定を支援する。 A
- ・ 国及び県は、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。 A B

② 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達

- ・ 市町村は、危険の切迫性に応じた避難勧告等の伝達文の工夫、対象者の明確化、対象者ごとにとるべき行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 A

③ 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定とその確認

- ・ 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保に関する計画を策定し、避難誘導の訓練を実施する。 A C (水防法等の改正)
- ・ 県及び市町村は、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 A

④ 災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築

- ・ 市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から、災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 A

4 その他

○ 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画の取扱い

- ・ 政府が南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の新たな防災対応を定めた際に、必要な修正を行う。 C